

## 『被災者生活再建支援制度に関する検討会』における市長意見

### 国の被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）の問題点及び改善要望

経費区分及び支給条件等の制限を撤廃すること。

#### （問題点）

被災者の住宅再建のために最も必要な住宅の修繕費・再建築経費、宅地の原形復旧費は対象となっていない。

高齢者世帯など、新たに住宅を再建する資力のない世帯が、新築を行わず、被災住宅の解体のみを行った場合には、解体費を対象とすることができない。

生活関係経費と居住関係経費ごとに支援金の上限額が定められているほか、対象となる経費の範囲が狭く、また、それぞれの対象経費についても、支給条件等の制限が厳しく定められている。（別紙資料1）

全壊・大規模半壊の被害認定では無く、被害点数に応じた支援にすること。

#### （改善要望）

支援の範囲を、被害度合い（経済的損失割合）に基づき、きめ細かく支援額を決定すること。例えば、被害度合ごとに段階を追って支援額を設定することにより、被害度合いが上がるにつれて、支援額がゆるやかに高くなっていくようにする必要がある。（別紙資料2）

収入要件・年齢要件の見直しをすること。

#### （問題点）

被害判定や所得が同じであっても年齢が1歳違うだけでも対象にならない世帯がある。

今回特に被害の大きかった農村部では、2世帯家族、3世帯家族が多く、家族の収入を合計すると所得制限にかかってしまう世帯が多い。

（別紙資料3）

## 別紙資料 1

- 旧長岡市では、国の支援金を申請した世帯のうち、250世帯は被災住宅を解体せざるを得なかったにもかかわらず、支給要件を満たさないために解体費を申請できなかったため、長岡市の支援金で申請している。  
住宅を再建できない高齢世帯や低所得世帯にとって、解体費は金額も高額であり、大変な負担となるため国の支援金の支給要件があることについて理解を得るのに大変な時間がかかった。
- 解体費を対象とすることができる場合であっても、支出した解体費の70%しか対象とすることができない。
- 旧長岡市の支援金の申請世帯数のうち、半数以上の世帯は住宅の修繕費や再建築経費を申請している。

対象物品名等	住宅の改築補修費		
実績報告数	2,856		
実績報告額	2,214,333,286	未報告数	694
報告数 / 全報告数	48.98%	実績報告数	5,831
実績報告額 / 全実績報告額	42.74%	全実績報告額	5,180,822,294

- 全壊の申請世帯2,444世帯のうち生活関係経費はほとんどの世帯が上限額まで支給されているのに対して、居住関係経費を上限額まで支給されているのは362世帯(申請世帯の15%)のみで、平均でも上限額の38%の額しか支給されていない。  
また、大規模半壊世帯については、生活関係経費は使えないこともあり、申請したのは76世帯(申請世帯の13%)のみで、そのうち上限額まで支給されているのは23世帯のみである。

居住関係経費は、住宅の新築・購入等がなされないと上限額まで使用できない。  
そのため、限度額300万円でも生活関係経費の100万円しか支給されず、不満のある世帯が多い。

## 別紙資料 2

被害判定結果が応急修理制度や生活再建支援制度等の各種支援制度に直結すること、また、被害区分(全壊、大規模半壊等のランク)が一つ異なると被災者が受けられる支援額に数百万円の差ができることから、判定の結果に不満を持ち、再調査をしてもらわなければ納得できない被災者が殺到することは当然である。

最終的には、再調査は6,023件あり、調査を行った延べ人数は12,046人であった。

### 別紙資料3

長岡市では、所得制限等により対象にならない世帯は861世帯で、22%が対象と  
ならない。

申請期間が37月と長期にわたるが、災害等により失職した方などは収入要件の  
見直しを行わないことに納得できない方もいた。

年齢要件を住民票の世帯主の年齢で判断するため、年齢要件を満たした世帯構成  
員がいても対象とならない世帯があった。